

# 請 願 文 書 表

受理年月日	令和元年 1 1 月 2 7 日	請 願 者	近江八幡市中村町 1 3 - 1 - 1 0 1
受理番号	請 願 第 3 号		近江八幡市精神障がい・発達障がい当事者・家族の会 会長 馬場 功
請 願 件 名	精神障がい者に対する福祉医療費助成制度の充実を求め、県に対し意見書の提出を求める請願		
請 願 要 旨	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>精神障がい者の就労率は、同じように障がい者手帳を持つ、身体・知的障がい者と比べて桁違いに低い状況です。収入に関しては年収 1 0 0 万円以下の低所得者が 6 割を占め（平均年収 9 5 万円）、そのほとんどは年金あるいは生活保護費であり、実態として生活費を高齢の家族の年金に依存しています。そのうえ、精神障がい者の多くは長期にわたる服薬治療が必要であり、生涯にわたり医療機関との係わりを断ち切れません。月に 1 ～ 2 回の医療機関の受診は、身体障がい者の 5 割に対して精神障がい者では 7 割を超えており、医療費の 3 割負担は苛酷で、受診や入院を抑制せざるを得ず、病状が悪化することに繋がります。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の等級の考え方について等級判定の現況は地域間、審査機関間で大きな差異が見られ、判定の基準が不明確であり、このことが問題であることは全国精神保健福祉センター長会でも指摘されています。ある県の調査では、「一般就労」は 1 級 2 . 6 %、2 級 4 . 8 %、3 級 1 5 . 5 %であり、収入（月額）は年金も含めて 1 級 5 9 , 0 0 0 円、2 級 5 8 , 8 8 4 円、3 級 3 0 , 0 2 0 円と、いずれもきわめて低いため、生活は困窮しています。</p> <p>障害者総合支援法では身体・知的・精神の 3 障害を一元化し、障がい福祉サービスを共通した制度で提供することを規定しています。しかし、精神障がいでは 1、2 級の精神科通院のみの助成となっています。</p> <p>私たち近江八幡市精神障がい・発達障がい当事者・家族の会は、本年 9 月 2 9 日に奈良県の実情から学ぶ学習会をもちました。奈良県が実施している精神障害者保健福祉手帳所持者への医療費助成を下記の通りご検討いただきますよう請願します。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 精神障がい者が安心して医療にかかることができるよう、滋賀県に医療費助成制度を充実するように求めてください。</li> <li>2 具体的には、入院医療費および他科受診の医療費を福祉医療費助成制度と同等に適用するように滋賀県に対し意見書として提出してください。</li> </ol>		
紹介議員	山本 妙子                      辻 正隆		